

令和4年 第6回宮代町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 : 令和4年6月24日(金) 15時00分から16時00分
2. 開催場所 : 宮代町役場 202会議室
3. 委員出欠状況

議席	氏名	出欠席	議席	氏名	出欠席
1	大島 悟	○	2	福澤 邦夫	○
3	岡村 宏一	○	4	森山 松年	○
5	日下部 好克	○	6	富田 高治	—
7	深井 一郎	—	8	川田 美千代	○
9	飯塚 信利	○	10	島村 重昭	○
11	齋藤 幸江	○	12	中野 松夫	○
13	岩本 勝正	○	14	折原 正英	○

4. 議事日程

日程第1	議事録署名委員の指名について
日程第2	農地法第5条の規定による許可申請について
日程第3	農業経営基盤強化促進事業について
日程第4	農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積の設定について
日程第5	令和3年度の点検・評価及び令和4年度の活動計画の決定について
日程第6	令和4年6月3日の降雹被害に関する要望書について
日程第7	報告事項

5. 農業委員会事務局職員

事務局	事務局長兼産業観光課長	小川 英一郎
	産業観光課主幹	鈴木 功
	農地調整担当主査	鷺谷 栄一
	農地調整担当主任	小林 美香
	農地調整担当主事	益子 智渚

6. 会議の概要

◎開 会

(会長)

みなさん、こんにちは。

本日も、新型コロナウイルス感染症拡大防止のためできる限りアルコール消毒の実施や換気などに注意し、短時間で進めたいと考えておりますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

本日の出席委員は、12名でございます。欠席委員は、2名です。定足数に達しておりますので、これより令和4年第6回農業委員会総会を開会いたします。

日程第1の議事録署名委員の指名についてですが、「8番川田美千代委員」と「9番飯塚信利委員」指名いたします。

(会長)

続きまして、日程第2・議案第9号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。今回は2件案件がございます。それでは事務局説明願います。

(事務局)

それでは、ご説明いたします。1件目の申請地は■■■■■■■■■■で面積は合計309.23㎡でございます。転用目的は住宅敷地と公衆用道路です。権利の移転形態は使用貸借権の設定となります。詳細につきましてはお手元の議案書及びモニターをご参照ください。

申請の経緯についてですが、申請者ご家族は現在賃貸共同住宅にお住まいです。子供の成長に伴い現在の住居が手狭になってきたため、自己用住宅の建築を計画することとなり、今回の申請に至りました。なお、こちらは令和4年3月に農用地区域から除外が認可されております。申請地の位置については、案内図をご覧ください。■■■■から■■■■■■■■■■に向かい、■■■■■■■■■■の道を右折した場所に位置しています。公図で確認するとこのような形になります。

続きまして、土地利用計画図をご覧ください。隣接農地への被害防除としてコンクリートブロックを新設する計画です。また、排水経路について合併浄化槽を経由して隣接道路を通る私設排水管へ接続する計画になっております。私設排水管への接続については所有者の同意を得ており、現況については、こちらの写真のとおりです。農地法の観点から説明いたしますと、申請地は鉄道の駅が300m以内にある等の区域又は市街化の傾向が著しいとの判断により、第3種農地に区分されます。以上で説明を終了させていただきます。ご審議の程、よ

ろしくお願いします。

(会長)

一件目につきましてご審議願います。
何か意見のある方いらっしゃいますか。

(■番■■委員)

先ほど会長、■■委員、事務局とで現地を確認して参りました。事務局の説明でされていた通り、問題はないかと思いますのでご審議の程よろしく願います。

(■番■■委員)

説明の中で私設排水管に接続するとありましたが、この地域について町のほうで排水施設の整備をする予定はないのでしょうか。農地法上は問題ないと思いますが、住宅の増加に伴ってこの私設排水管だけで補えるのか懸念があります。

(事務局)

排水施設の整備については、道路担当と情報を共有し検討いたします。

(会長)

他にご意見ありますでしょうか。
ないようでございます。この件につきまして、「やむを得ない」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願いいたします。

<全員挙手>

(会長)

それではこの件については「やむを得ない」とすることといたします。
2件目について事務局説明願います。

(事務局)

続きまして、2件目の説明に移ります。申請地は■■■■■■■■■■で面積は合計 7,880 m²でございます。転用目的は送電線路建替工事用地としての一時転用になります。権利の種類については貸借権の設定になります。詳細につきましてはお手元の議案書及びモニターをご参照ください。

申請理由についてですが、鉄塔の老朽化により宮代町を含む県東部エリアへの電気供給において、安定供給に支障をきたす可能性があり、仮線を用いた鉄

塔の建替工事を計画するに至りました。申請地の位置については、案内図をご覧ください。■■■■■■の東側の道路を挟んで向かい側に位置しております。公図で見ますとこのような形になります。

続きまして、土地利用計画図と断面図をご覧ください。工事用車両は南側町道から出入りをします。出入り口の現況は道路より40cm以上高くなっているため、土を切り成形しスロープ状にします。断面図にもある通り、スロープ状にした農地にビニールシートを敷き、丸太を置いて鉄板を敷いた上を車両が通る計画です。また、工事が完了した際には速やかに現況回復工事をする計画となっています。現況については、こちらの写真のとおりです。農地法の観点から説明いたしますと、申請地は農用地区域に区分されますが、一時転用のため、除外の必要はありません。本申請の事業計画を農用地区域内で行っても問題ないことを町の関係各課と確認を行い、適合証明を発行しております。以上で説明を終了させていただきます。ご審議の程、よろしく申し上げます。

(会長)

2件目についてご審議願います。

何かご意見のある方いらっしゃいますか。

(■番■■委員)

先ほど折原会長、■■委員、事務局とで現地を確認して参りました。特に障害になるような問題はないかと思えます。ご審議の程よろしく願います。

(会長)

地元委員ということで私の方からも意見させていただきます。

パワーグリッドの方から事前に話を伺っており、鉄塔の老朽化が深刻だということ。農地法上も問題ないかと思えます。ご審議の程よろしく願います。

(■番■■委員)

一時転用ということですが、期間としてはどれぐらいを予定しているのでしょうか。

(事務局)

期間は今年の7月末から来年の8月末までの1年1か月を予定しております。

(会長)

他にご意見のある方いらっしゃいますか。

ないようでございます。この件につきまして、「やむを得ない」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願いいたします。

<全員挙手>

(会長)

それではこの件については「やむを得ない」とすることといたします。

(会長)

続きまして、日程第3・議案第10号「農業経営基盤強化促進事業について」を上程いたします。今月は確認すべき案件が28件ございます。

審議は全案件の説明終了後、借受人ごとにまとめてご審議願いますがよろしいでしょうか。また、案件のうち28番につきましては、■■委員に関連する案件でございます。宮代町農業委員会会議規則11条の「議事参与の制限」に該当することから、案件の説明・審議の際はご退席いただくこととなるため、28番の案件から説明・審議を進めさせていただきたいと思っております。それ以外の審議は28番の案件の説明終了後、まとめて審議願います。それではまず本案件の概要について事務局説明願います。

(事務局)

本案件は農業経営基盤強化促進法に基づく、農地の利用権設定の申出でございます。こちらにつきましては、農地法によらず、農地の利用権移動を設定するものです。農業経営基盤強化促進法第18条において、農業委員会の決定を経て、農地利用集積計画を定めなければならないため、ご審議いただくものです。

改選後はじめての議案となりますので、議案書の表記についてご説明いたします。議案書をご覧ください。左からご説明します。「利用権の設定を受ける者」は耕作者（借受者）を示しています。「耕作面積」はその方が現在経営されている面積をアール表記で示しております。右に移りまして、「設定する利用権」の項目では、「利用権の種類」、「利用権の内容」、「権利の開始日」、「権利の満了日」、「権利の存続期間」、「借賃」が表記されています。利用権の種類は、借賃が発生する賃貸借と、借賃が発生しない使用貸借の2種類です。利用権の内容は、利用権が設定された農地をどのように活用するかを示しています。左の地目と矛盾する場合がございますが、登記簿上の地目と現況が異なる場合などもございますので、誤りではございません。期間は、3年、5年、10年などそれぞれの契約によって異なります。借賃についてもそれぞれ異なりますが、金銭で

納める方法と物納で納める方法があります。隣の欄の「利用権を設定する者」は土地の所有者を示しております。一番右の備考欄は、今回結ぶ契約が新規か更新か等の情報を表示しています。本案件の概要についての説明は以上です。

(会長)

それでは28番の案件から審議に入りますので岡村委員退席願います。

<■■委員 退室>

それでは、事務局説明願います。

(事務局)

28番の案件につきましては、更新案件となりますので、議案書の読み上げ等は省略させていただきます。説明は以上です。

(会長)

それでは■■委員の案件についてご審議願います。

ご意見のある方いらっしゃいますか。

(会長)

ご意見意見ないようでございます。この件に関しまして、「決定」してよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願いいたします。

< 全員挙手 >

それではこの件については「決定」とすることといたします。岡村委員お戻りください。

< ■■委員 着席 >

「議事参与の制限」に該当する案件は以上となります。

続きまして、新規案件について事務局説明願います。

(事務局)

今回の新規案件は4件ございます。それでは、議案書及びスクリーンをご覧ください。権利の設定を受ける者は4件すべて■■■■■です。権利を設定する土地は和戸字芝原地内に4件分がまとまっています。■■■■■の現在の耕作面積は680.77aになり、今回利用権を設定される面積は合計3,168㎡になります。設定する権利の種類は4件すべて使用貸借権で、期間は令和4年7月1日から令和14年6月30日までの10年間です。

以上です。ご審議の程よろしくお願い致します。

(会長)

それでは新規案件についてご審議願います。

(会長)

ご意見ないようでございます。この件に関しまして、「決定」してよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願いいたします。

< 全員挙手 >

それではこの件については「決定」とすることといたします。

続きまして更新案件について事務局説明願います。

(事務局)

今回の更新案件は24件でございます。更新案件となりますので、議案書の読み上げ等は省略させていただきます。以上となります。

(会長)

それでは、5番の件につきましてご審議願います。

ご意見ないようでございます。それでは、5番の件につきまして「決定」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願いいたします。

< 全員挙手 >

それではこの件については「決定」とすることといたします。

続きまして、6番の件につきましてご審議願います。

ご意見ないようでございます。それでは、6番の件につきまして「決定」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願いいたします。

< 全員挙手 >

それではこの件につきまして「決定」することといたします。

続きまして、7番の件につきましてご審議願います。

ご意見ないようでございます。それでは、7番の件につきまして「決定」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願いいたします。

< 全員挙手 >

それではこの件につきまして「決定」することといたします。

続きまして、8番の件につきましてご審議願います。

ご意見ないようでございます。それでは、8番の件につきまして「決定」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願いいたします。

＜ 全員挙手 ＞

それではこの件につきまして「決定」することといたします。

続きまして、9番から27番までの件につきましてご審議願います。

ご意見ないようでございます。それでは、9番から27番までの件につきまして「決定」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願いいたします。

＜ 全員挙手 ＞

それではこの件につきまして「決定」することといたします。

日程第3 農業経営基盤強化促進事業についての審議案件は以上となります。

(会長)

続きまして、日程第4 議案第11号「農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積の設定について」を上程いたします。それでは事務局説明願います。

(事務局)

それでは、ご説明いたします。農地法第3条の農地取得に必要とされる要件の最低面積のことを下限面積と言いまして、都府県では50a以上、北海道では2ha以上と定められていますが、特別な事情がある場合は、下限面積を50a(5反)以下に定めることができ、その面積のことを別段の面積といいます。一般的に見て、どのような事由で変更するのかといいますと、担い手不足や遊休農地の深刻化により、新規就農や企業参入を促さないと農地の保全が図れない状況にあるときや、山間部など自然営農条件により50a以上耕作地が確保できない状況にあるときなどです。農業委員会は、別段の面積を定めている、いないに係らず、毎年1度、総会で「下限面積が適切かどうか」を確認する必要があります。設定の必要がある場合は、総会で審議し、決定されます。

モニター、又は本日お配りいたしました参考資料をご覧ください。別段の面積設定の根拠となります、農地法第3条第2項第5号の農林水産省令で定める農地法施行規則第17条第1項および第2項を掲載いたしましたので、ご参照ください。今回皆様には、別段の面積を設定する必要の有無についてご審議いただきます。事務局作成案といたしましては、別段の面積の基準を定める農地法施行規則第17条各項と照らし、直ちに別段の面積を設定する必要性がないと考

えるため、今年度の下限面積については、別段面積を設定せずに農地法第 3 条の規定どおり、50a を下限面積として定めたいと考えております。

その理由をご説明いたします。資料裏面またはモニターをご覧ください。2020 年農林業センサスより引用いたしました、経営耕地面積規模別経営体数（販売農家数）を示しています。こちらを見ますと、宮代町内で 50a 未満の農業経営を行っている販売農家の割合は 22%となっております。また、自然条件が宮代町に近い白岡市や春日部市などの設定状況をみますと、別段の面積を設定している自治体もなく、下限面積を 50a 以下にする必要はないと考えます。

また、令和 3 年度の利用状況調査の結果、宮代町内の膝丈以上に草が繁茂した遊休農地の割合は全体の農地の約 6.6%でした。決して少なくはない数値ですが、直ちに別段面積を設定し、新規就農を促進しなければ農地の保全が図れない現状ではないと考えます。

以上の理由から、事務局作成案としましては、直ちに別段の面積を設定する必要性がないと考えるため、今年度の下限面積については、別段面積を設定せずに農地法第 3 条の規程どおり、50a を下限面積として定めたいと考えております。なお、令和 3 年度も別段の面積設定なしのご承認となっております。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(会長)

ご審議願います。

ご意見ないようでございます。この件に関しまして、「原案の通り」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願いいたします。

<全員挙手>

それではこの件については「原案の通り」とすることといたします。

(会長)

続きまして、日程第 5・議案第 12 号「令和 3 年度の点検・評価及び令和 4 年度の活動計画の決定について」を上程いたします。それでは事務局説明願います。

(事務局)

それでは、ご説明いたします。4 月の会議において案の提示を行い、5 月の会議において案を決定いたしました。その後意見照会を行いましたがいせんでした。つきましては、全体案を正式に決定したいと考えております。以上です。

(会長)

ご審議願います。

ご意見ないようでございます。この件に関しまして、「原案の通り」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願いいたします。

<全員挙手>

それではこの件については「原案の通り」とすることといたします。

(会長)

続きまして、日程第6・議案第13号「令和4年6月3日の降雹被害に関する要望書について」を上程いたします。

こちらの案件については私のほうから説明させていただきます。6月3日の降雹被害についてはブドウ、なし、きゅうり、枝豆、トウモロコシなどの露地野菜に大きな被害が出ております。県からの補償制度だけでは救いきれない組合を作っていない農家等の小規模農家に対して町独自の支援策を整備できないかという旨の要望をこの要望書にまとめさせていただきました。同様の説明を推進委員会でも行いご賛同を得ております。本日皆様のご賛同を得れば来週、町長に提出する予定でございます。要望書を読み上げさせていただいて提案とさせていただきます。

<要望書の読み上げ>

以上が要望書の内容になります。

事務局何か説明ありますか。

(事務局)

降雹被害について報告させていただきます。今回の降雹被害につきまして、宮代町だけでなく、白岡市、久喜市、蓮田市などで被害が発生しています。杉戸町でも若干の被害があったと伺っております。被害を受けまして宮代町長を含めた被害を受けた近隣の各市町村の市・町長と埼玉県知事に降雹被害に対して支援いただけるよう要請して参りました。それを受けて令和4年6月17日に埼玉県から特別災害に指定されましたので、今後その要綱に基づいて被害にあわれた農家の皆様に支援をしていきたいと考えております。町独自の支援ということでお話にありましたが、現在町ではクラウドファンディングを募っております。総会前の時点で6人の方から計11万円の寄付の寄付をいただきました。目標金額を100万円としているので、今後も寄付を募ってまいります。

報告は以上です。

(会長)

ご意見のある方いらっしゃいますでしょうか。

ご意見ないようでございます。この件に関しまして、原案のとおり提出させていただいてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願いいたします。

<全員挙手>

それではこの件については「原案の通り」とすることといたします。

農業委員会でもご賛同いただけたということで要望書の提出をさせていただきたいと思っております。

(会長)

続きまして、日程第7「報告事項」について、事務局、報告をお願いします。

(事務局)

報告事項について説明させていただきます。

今月は各種届出の締め日が6月10日となっております。10日までに4条届出はなく、5条届出が1件ございましたことを報告させていただきます。以上でございます。

(会長)

ただいまの報告事項につきましては、宮代町農業委員会会長専決規程に基づく、専決事項であります。このことから質疑等については割愛させていただきます。ご了承ください。

以上をもちまして、令和4年第6回農業委員会総会における審議・報告案件の全てを終了いたします。

◎閉会

上会議の顛末に相違ないことを証明するため署名する。

令和4年7月25日

会 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____